

平成 22 年 12 月 20 日
福祉部高齢社会対策課

第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区介護保険事業計画にかかる
検討課題（案）について

（方 針）

練馬区介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）は、第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 5 期計画」という。）の策定にかかる審議機関の一つとして、主として介護保険事業計画に関する事項を所掌している。

協議会は、第 5 期計画策定に当たり、区長からの諮問に応じて、審議し、答申を行う。区長は、答申にある意見・提言等を踏まえ、第 5 期計画を策定する。

（検討課題について）

第 5 期計画策定に向けた提言等を行うため、資料 1 に掲げた 4 つの審議機関が、各々の所掌事項について検討する。

練馬区介護保険運営協議会は、第 4 期（平成 21～23 年度）介護保険事業計画から引き続き取り組む必要がある課題、第 5 期計画での重点的な取り組みが求められている新たな課題および、その他介護保険分野にかかる事項のうち、必要と判断される課題について検討する。

また、国は、第 5 期計画策定にあたり盛り込むべき視点として、「地域包括ケアシステム」の構築を掲げている。

これらの状況を踏まえ、区では、下記のとおり検討課題（案）を設定する。

※裏面参照

【第5期計画における検討課題（案）】

検討課題名称		備考
1	主体的に取り組む介護予防の推進	第4期介護保険事業計画から引き続き取り組む必要がある課題
2	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	
3	地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実（※1）	
4	介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進（※2）	
5	介護・医療の連携	第5期計画での重点的な取り組みが求められている課題
6	その他	上記1～5以外の介護保険分野にかかる検討課題

【他の審議機関との調整】

検討課題（案）のうち、つぎの2つの課題については、**資料1**に掲げる他の審議機関における所掌事項と重複する。

このため、まず、介護保険運営協議会から当該分野を所掌する他の審議機関へ、課題の検討を依頼する。

介護保険運営協議会では、依頼を受けた審議機関からの検討結果についての回答を踏まえ、当該検討課題に関する答申を作成する。

※1 検討課題（案）3 「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」
⇒《地域包括支援センター運営協議会》へ課題の検討を依頼する。

※2 検討課題（案）4 「介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」
⇒地域密着型サービス拠点の整備にかかる事項について、《地域密着型サービス運営委員会》へ課題の検討を依頼する。